

丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

【概要版】

1 都市計画の目標

①都市づくりの基本理念

- ① 都市の特性に応じた公共交通ネットワークへ再構築
- ② 持続可能な都市基盤施設へ再構築
- ③ ゆとりある生活空間の確保
- ④ スマートシティの実現
- ⑤ 府南部地域の特性を生かした産業の集積
- ⑥ 防災の視点を取り入れた土地利用や住まい方の工夫
- ⑦ 集落における地域活力の維持・向上

②区域の将来像

- ◆ 豊かな自然環境と調和した、災害に強く、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市
- ◆ 美しい自然・食・スポーツ等の地域資源を生かし、産業と交流を創造する都市
- ◆ 豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市

2 区域区分の有無及び方針

区域区分の有無及び方針

- 区域区分の有無【無】
- 区域区分を定めない理由
人口及び産業等の都市的集積度は低く、また、市街地は区域内の各地に分散して形成されていることから、それぞれの地域の実情に応じた土地利用規制及び都市基盤整備が必要である。

3 土地利用の方針

①主要用途の配置の方針

- ① 商業・業務地
 - 国道9号及び27号沿道をはじめ、蒲生地区及び須知地区では、引き続き日常生活に必要な店舗や診療所、業務施設等の集積を図る。
- ② 工業地
 - 国道沿道等の工業地では、引き続き産業振興を図る。
 - 京都縦貫自動車道のインターチェンジに近接する立地特性を生かし、周辺環境との調和を図りつつ計画的に工業地の配置を図る。
- ③ 住宅地
 - 既存集落においては、緑豊かな自然環境と調和した居住環境の維持・改善に努める。
 - 既成開発団地では、引き続き都市基盤整備の推進を図り、居住環境の向上を図るとともに、低未利用地の活用を図る。

③都市再構築等に関する方針

- 人口減少・少子高齢化などの社会経済情勢の変化等を踏まえ、日常生活に必要な医療・福祉施設、商業施設等と集落を公共交通ネットワークで結ぶことで、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。
- 老朽化が進む道路、上下水道等の都市基盤施設を計画的に維持・管理・更新するとともに、隣接市町との広域連携を図ることにより、財政面・体制面での持続可能性の向上を図る。
- 農業振興地域として種々の農業投資が行われた集団的優良農地等においては、今後とも都市的土地利用との調和を図りつつ、生産性の高い農地として整備、保全を図る。
- 市街地の背景となる樹林地や、美女山等の都市内のランドマークとなる樹林地等、都市の環境を、うるおいのある都市景観を構成している緑について地域制緑地等により保全を検討する。

4 都市施設の方針

①交通施設

- ① 基本方針
 - 自然、文化、観光拠点や交通結節点であるJR線の駅前広場や駅へのアクセス道路等の整備を進める。

	H27	R17
幹線街路整備率	52%	55%

②下水道

- ① 基本方針
 - 下水道（汚水）施設の老朽化により機能低下を回避するとともに、機能向上を図るため、計画的な更新・改築を進める。

③河川

- ① 基本方針
 - 流域治水の考えに基づき、保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策による総合的な治水対策を図る。
 - 水と緑のオープンスペースを持つ良好な水辺空間の創出を図る。

④その他都市施設

- ① 基本方針
 - 日常生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるよう、生活関連公共・公益施設の整備を推進しつつ、文化・スポーツ施設を整備するとともに、保健・医療・福祉施設を適正に配置する。

丹波

5 市街地開発事業の方針

市街地開発事業の方針

- ① 基本方針
 - 地域特性を生かした、個性ある都市づくりを推進することとし、地区計画等を活用した、中心市街地の活性化、安心・安全な市街地への更新を促進する。
 - 農地や低未利用地等についても、土地の有効利用により良好な住宅地の形成を誘導する。
- ② 整備方針
 - 既成市街地では、防災性能の向上等、地区計画等を活用した良好な住宅環境の誘導を。
 - 既成開発団地では、水道等の都市基盤の推進を図り土地利用を促進する。

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

自然環境の整備又は保全に関する方針

- ① 基本方針
 - 新都市のみどりあふれる環境の形成と郷土景観の保全を図る。
- | | H27 | R17 |
|-------------------------|---------|----------|
| 都市計画区域人口
1人当たり都市公園面積 | 77.6㎡/人 | 115.6㎡/人 |
- ② 緑地の配置方針
 - 公園や水辺の整備（丹波自然運動公園等）、都市の緑化を推進する。
 - 地域制緑地の指定による、良好な景観・歴史的環境や自然を保全する。
 - 水と緑のネットワークの形成を図る。